

愛知地方最低賃金審議会

第3回 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和2年9月29日（火）午後1時30分～午後2時50分

2 場 所 愛知労働局 2階北大会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題 令和2年度 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械
器具製造業最低賃金の改正決定について

5 議事要旨

- (1) 労働者側委員「引上げ額3円を主張したい。根拠としては、影響率が低いこと。また、2009年リーマンの際も、引上げ額3円であり、対地賃比で2009年当時113%、今回は102%で、それに比べて影響率が低い。
さらに、派遣労働者の雇止めなど労働者の厳しい状況に対処したい。」
- (2) 使用者側委員「はん用機械の業種すべての人への説明責任を重視していることから、理解を得られる引上げ額として、1円を主張。」
- (3) 公益委員が労使双方委員と個別打合せを行う。
- (4) 部会長から、これ以上の歩み寄りは困難との判断から、公益案として“引上額1円、時間額948円”が提示され採決となった。
- (5) 採決の結果、賛成多数で公益案どおり結審した。その上で、同内容にて10月14日開催予定の愛知地方最低賃金審議会へ報告することとされた。

6 配付資料
なし

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会

日 時 令和2年9月29日(火)
午後1時30分から
場 所 愛知労働局2階 北大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和2年度 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

公 益 案

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業
最低賃金

現行最低賃金額

時間額 947円

[時間額]

引上額 引上率

1円 0.11%

改定額

948円

(案)

令和2年9月29日

愛知地方最低賃金審議会

会長 服部一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 小野木 昌弘

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械
器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、第497回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員

重田一春
竹内隆織
広瀬和彦

使用者代表委員

武田美穂子
谷口八束
中田勝

公益代表委員

小野木昌弘
服部一郎
中山恵子

(案)

[別 紙]

愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) はん用機械器具製造業
- (2) 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 948 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

愛知地方最低賃金審議会の決定による。